

市長の権限に属する事務の一部を委員会等の事務局長に委任する規則及び総社市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

### 総社市規則第9号

市長の権限に属する事務の一部を委員会等の事務局長に委任する規則及び総社市財務規則の一部を改正する規則

(市長の権限に属する事務の一部を委員会等の事務局長に委任する規則の一部改正)

第1条 市長の権限に属する事務の一部を委員会等の事務局長に委任する規則(平成17年総社市規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
(委任する事項) 第2条 市長は、次に掲げるものを除くほか、委員会等に係る予算の執行に関する事務を当該事務局長に委任する。 (1) 給与の支出負担行為及び支出命令に関すること。 (2) 略 2 略	(委任する事項) 第2条 市長は、次に掲げるものを除くほか、委員会等に係る予算の執行に関する事務を当該事務局長に委任する。 (1) 給与及び賃金の支出負担行為及び支出命令に関すること。 (2) 略 2 略

(総社市財務規則の一部改正)

第2条 総社市財務規則(平成17年総社市規則第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(支出負担行為)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に掲げる支出負担行為については、支出負担行為決議書兼支出命令書(様式第37号(その2))により決裁を受けることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p><u>(10)</u> 略</p> <p><u>(11)</u> 略</p> <p><u>(12)</u> 略</p> <p><u>(13)</u> 略</p> <p><u>(14)</u> 略</p> <p><u>(15)</u> 略</p> <p><u>(16)</u> 略</p> <p>(資金前渡の範囲)</p> <p>第52条 令第161条第1項第17号の規定により資金を前渡することができるものは、次の各号に掲げる経費とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p>別表第1 (第45条関係)</p>	<p>(支出負担行為)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に掲げる支出負担行為については、支出負担行為決議書兼支出命令書(様式第37号(その2))により決裁を受けることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 賃金(臨時職員雇用計画に基づくものに限る。)</u></p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p><u>(10)</u> 略</p> <p><u>(11)</u> 略</p> <p><u>(12)</u> 略</p> <p><u>(13)</u> 略</p> <p><u>(14)</u> 略</p> <p><u>(15)</u> 略</p> <p><u>(16)</u> 略</p> <p><u>(17)</u> 略</p> <p>(資金前渡の範囲)</p> <p>第52条 令第161条第1項第17号の規定により資金を前渡することができるものは、次の各号に掲げる経費とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 賃金</u></p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p>別表第1 (第45条関係)</p>

改正後				改正前			
節又は細節の区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な書類	節又は細節の区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な書類
1 報酬	支出決定のとき  任用, 任命委嘱又はそれに準ずる行為をするとき	支出しようとする当該期間の額 支出しようとする額	報酬支給調書  報酬支給調書	1 報酬(臨時に委嘱される特別職の報酬)	支出決定のとき  任命委嘱又はそれに準ずる行為をするとき	支出しようとする当該期間の額 支出しようとする額	報酬支給調書  報酬支給調書
略				略			
6 恩給及び退職年金	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書	6 恩給及び退職年金	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書
				7 賃金(臨時職員雇用計画に基づく賃金)	雇入れのとき  支出決定のとき	賃金単価, 雇用人員及び雇用期間の積算額 支出しようとする額	雇入決裁書, 賃金支給調書  賃金支給調書
7 略				8 略			
8 略				9 略			
9 略				10 略			
10 略				11 略			
11 略				12 略			
12 略				13 略			
13 略				14 略			
14 略				15 略			
15 略				16 略			
16 略				17 略			
17 略				18 略			
18 略				19 略			
19 略				20 略			
20 略				21 略			
21 略				22 略			
22 略				23 略			
23 略				24 略			

改正後	改正前
<u>24</u> 略	<u>25</u> 略
<u>25</u> 略	<u>26</u> 略
<u>26</u> 略	<u>27</u> 略
<u>27</u> 略	<u>28</u> 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の規定は、令和2年度以降の年度分について適用し、令和元年度分までについては、なお従前の例による。